

例規 4 災害派遣手当支給に関する条例

災害派遣手当支給に関する条例

昭和38年 7 月10日
条例第22号

改正 平成 8 年 3 月15日条例第 3 号
平成25年 6 月26日条例第35号
平成30年6月14日条例第46号

平成18年 6 月26日条例第30号
平成25年12月16日条例第48号
令和5年9月8日条例第38号

(趣旨)

第1条 この条例は、八王子市職員の給与に関する条例（昭和26年八王子市条例第21号）第21条の規定に基づき、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第32条第1項（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第154条及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第26条の8において準用する場合を含む。）及び大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第56条第1項の規定による八王子市に派遣された職員（以下「派遣職員」という。）の災害派遣手当（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第154条において準用する場合にあつては武力攻撃災害等派遣手当とし、新型インフルエンザ等対策特別措置法第26条の8において準用する場合にあつては特定新型インフルエンザ等対策派遣手当とする。以下同じ。）の支給について必要な事項を定めるものとする。

(手当額等)

第2条 災害派遣手当は、派遣職員がその住所又は居所を離れた場所の施設に滞在した期間及び当該施設の区分に応じ、別表に定める額を支給する。

2 前項の期間は、派遣職員が同項の施設に滞在を開始した日からこれを終了した日の前日までの期間とする。

(委任)

第3条 この条例の施行について必要な事項は、市規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(八王子市職員の給与に関する条例の一部改正)

2 八王子市職員の給与に関する条例（昭和26年八王子市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第22条を第23条とし、第21条を第22条とし、第20条の次に次の1条を加える。

(災害派遣手当)

第21条 災害派遣手当の額及びその支給方法は、別に条例で定める。

附 則（平成8年3月15日条例第3号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(八王子市職員の給与に関する条例の一部改正)

2 八王子市職員の給与に関する条例（昭和26年八王子市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第21条中「額及びその支給方法」を「支給について」に改める。

附 則（平成18年6月26日条例第30号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(八王子市職員の給与に関する条例の一部改正)

2 八王子市職員の給与に関する条例（昭和26年八王子市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第21条中「災害派遣手当」の次に「（武力攻撃災害等派遣手当を含む。）」を加える。

附 則（平成25年6月26日条例第35号抄）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年12月16日条例第48号）

この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行し、この条例による改正後の災害派遣手当支給に関する条例の規定は、施行日前に大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する特定大規模災害（八王子市の区域の全部又は一部が法第10条

例規 4 災害派遣手当支給に関する条例

第1項各号に掲げる地域のいずれかに該当することとなる場合に限る。以下同じ。)が発生した場合においては、最初に当該特定大規模災害が発生した日から適用する。

附 則 (平成30年6月14日条例第46号)

この条例は、平成30年6月15日から施行する。

附 則 (令和5年9月8日条例第38号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表 (第2条関係)

施設の区分 滞在した期間	公用の施設又はこれに準ず る施設 (1日につき)	その他の施設 (1日につ き)
30日以内の期間	3,970 円	6,620 円
30日を超え 60日以内の期間	3,970 円	5,870 円
60日を超える期間	3,970 円	5,140 円

備考 「公用の施設又はこれに準ずる施設」とは、旅館業法 (昭和23年法律第138号) 第2条に規定する旅館・ホテル営業の施設以外の施設をいう。